

用土 第 33 号
令和 2 年 4 月 15 日

(一社)日本補償コンサルタント協会北陸支部長 様

新潟県土木部用地・土地利用課長

「新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様への
お願い」（4月13日公表）について（依頼）

日頃、新潟県の土木行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

4月13日に県では、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
県民の皆様に変更する対応をお願いしたところです。

つきましては、貴団体構成員に周知くださるようお願いいたします。

担当	新潟県土木部
	用地・土地利用課
	用地係 大越
	電話025-280-5395
	土地利用対策係 小林
	電話025-280-5396

新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関し、政府は、4月11日付けで、基本的対処方針を改正し、緊急事態が宣言された区域以外の都道府県においても、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す」ことが盛り込まれました。

これまでも、来県される方を対象として、「夜間の外出、特に接待を伴う店への訪問は控えていただきたいこと」を周知しているところですが、国の基本的対処方針の改正を踏まえ、当面の間、来県される方に限らず、県民・県内企業・団体等の皆様におかれては、「繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を自粛」し、感染の拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、これまで、県民の皆様に、感染を避けるため、「密閉空間であり換気が悪い場所」、「手の届く距離に多くの人がいる場所」、「近距離での会話や発声がある場所」の3つの条件が重なる場所を避けるようお願いしてまいりましたが、ここ数日の全国的な感染拡大の状況等を踏まえ、更に、感染リスクを少しでも下げるため、3つの条件、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」のどれかに該当する場所についても、できるだけ避けていただきますようお願いいたします。

県民の皆様におかれては、引き続き、手洗い、咳エチケットなど個人での感染予防の徹底をお願いいたします。

令和2年4月13日

新潟県知事 花角 英世